

## 新 旧 対 照 表

旧 (H30年3月)	新	備考
<p>— 目 次 —</p> <p>第1章 総 則</p> <p>1 目 的</p> <p>2 計画の修正</p> <p>3 用語の意味</p> <p>第2章 避難計画</p> <p>1 避難対象地域</p> <p>2 避難困難地域</p> <p>3 指定緊急避難場所・避難目標地点</p> <p>4 津波避難ビル等</p> <p>5 避難路・避難経路</p> <p>6 避難方法</p> <p>第3章 初動体制</p> <p>1 職員の連絡・参集体制</p> <p>2 津波情報の収集・伝達</p> <p>第4章 避難誘導等に従事する者の安全確保</p> <p>第5章 <u>避難指示(緊急)</u>の発令</p> <p>1 発令基準</p> <p>2 発令時期及び発令手順</p> <p>3 伝達方法(伝達系統)</p> <p>第6章 避難行動要支援者の避難対策</p> <p>1 情報伝達・共有</p> <p>2 避難行動の援助</p> <p>3 社会福祉施設等の避難対策</p> <p>第7章 津波防災教育・啓発</p> <p>第8章 避難訓練</p> <p>第9章 その他の留意点</p>	<p>— 目 次 —</p> <p>第1章 総 則</p> <p>1 目 的</p> <p>2 計画の修正</p> <p>3 用語の意味</p> <p>第2章 避難計画</p> <p>1 避難対象地域</p> <p>2 避難困難地域</p> <p>3 指定緊急避難場所・避難目標地点</p> <p>4 津波避難ビル等</p> <p>5 避難路・避難経路</p> <p>6 避難方法</p> <p>第3章 初動体制</p> <p>1 職員の連絡・参集体制</p> <p>2 津波情報の収集・伝達</p> <p>第4章 避難誘導等に従事する者の安全確保</p> <p>第5章 <u>避難指示</u>の発令</p> <p>1 発令基準</p> <p>2 発令時期及び発令手順</p> <p>3 伝達方法(伝達系統)</p> <p>第6章 避難行動要支援者の避難対策</p> <p>1 情報伝達・共有</p> <p>2 避難行動の援助</p> <p>3 社会福祉施設等の避難対策</p> <p>第7章 津波防災教育・啓発</p> <p>第8章 避難訓練</p> <p>第9章 その他の留意点</p>	<p>・災害対策基本法の改正</p>

旧 (H30年3月)	新	備考
<p><b>第2章 避難計画</b> 資料(1) - 5 <b>1 避難対象地域</b> 避難対象地域は、島根県(以下、「県」という。)による「最大クラスの津波」を想定した9つの想定地震(断層)による津波シミュレーション(以下、「津波シミュレーション」という。)において作成された津波浸水想定図に基づき抽出したものである。 注) 県が作成した津波浸水想定図は、9断層のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる津波浸水想定区域を示したものである。 ただし、安全性の確保及び円滑な避難等を考慮して、津波シミュレーション結果では浸水しないが、予測の不確実性を考慮した場合には浸水の恐れがある区域(バッファゾーン)を加え、津波浸水想定区域よりも広い範囲を抽出する。 また、避難対象地域の抽出にあたっては、<u>避難指示(緊急)</u>を発令する場合に、対象の地域名が住民等に正確かつ迅速に伝わること、避難の際に、地域内での助け合い等も重要であることから、町内会等、コミュニティブロックを基本単位とする。</p> <p><b>第5章 避難指示の発令</b> 資料(1) - 11 <b>1 発令基準</b> どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告</u>は発令せず、基本的には<u>避難指示(緊急)</u>のみを発令する。 <u>避難指示(緊急)</u>の発令基準は次のとおりとする。 ① 報道機関の放送等により大津波警報、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合及び大津波警報、津波警報、津波注意報の通知を受けた場合。 ② 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、または長時間のゆっくりとした揺れを感じて、かつ市町村が避難の必要を認める場合。 気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報に対応した<u>避難指示(緊急)</u>の発令対象地域(避難の対象とする地域)は次のとおりとする。</p> <p><b>2 発令時期及び発令手順</b> <u>避難指示(緊急)</u>の発令は、市町村が基準に該当する事態を認知したのち、直ちに行う。 市町村長が不在あるいは市町村長に連絡がとれない場合は、副市町村長、〇〇の順位でこれを代行する。 <u>避難指示(緊急)</u>の解除の発令は、津波注意報等の解除が<u>発表されるなど</u>、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。</p> <p><b>3 伝達方法(伝達系統)</b> <u>避難指示(緊急)</u>の発令の住民等への伝達方法は、第3章「2 津波情報の収集・伝達」に示すように、防災行政無線、サイレン、半鐘、広報車、CATVなど、多様な方法で行う。</p>	<p><b>第2章 避難計画</b> 資料(1) - 5 <b>1 避難対象地域</b> 避難対象地域は、島根県(以下、「県」という。)による「最大クラスの津波」を想定した9つの想定地震(断層)による津波シミュレーション(以下、「津波シミュレーション」という。)において作成された津波浸水想定図に基づき抽出したものである。 注) 県が作成した津波浸水想定図は、9断層のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる津波浸水想定区域を示したものである。 ただし、安全性の確保及び円滑な避難等を考慮して、津波シミュレーション結果では浸水しないが、予測の不確実性を考慮した場合には浸水の恐れがある区域(バッファゾーン)を加え、津波浸水想定区域よりも広い範囲を抽出する。 また、避難対象地域の抽出にあたっては、<u>避難指示</u>を発令する場合に、対象の地域名が住民等に正確かつ迅速に伝わること、避難の際に、地域内での助け合い等も重要であることから、町内会等、コミュニティブロックを基本単位とする。</p> <p><b>第5章 避難指示の発令</b> 資料(1) - 11 <b>1 発令基準</b> どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、<u>高齢者等避難</u>は発令せず、基本的には<u>避難指示</u>のみを発令する。 <u>避難指示</u>の発令基準は次のとおりとする。 ① 報道機関の放送等により大津波警報、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合及び大津波警報、津波警報、津波注意報の通知を受けた場合。 ② 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、または長時間のゆっくりとした揺れを感じて、かつ市町村が避難の必要を認める場合。 気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報に対応した<u>避難指示</u>の発令対象地域(避難の対象とする地域)は次のとおりとする。</p> <p><b>2 発令時期及び発令手順</b> <u>避難指示</u>の発令は、市町村が基準に該当する事態を認知したのち、直ちに行う。 市町村長が不在あるいは市町村長に連絡がとれない場合は、副市町村長、〇〇の順位でこれを代行する。 <u>避難指示</u>の解除の発令は、津波注意報等の解除が<u>発表され</u>、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。</p> <p><b>3 伝達方法(伝達系統)</b> <u>避難指示</u>の発令の住民等への伝達方法は、第3章「2 津波情報の収集・伝達」に示すように、防災行政無線、サイレン、半鐘、広報車、CATVなど、多様な方法で行う。</p>	<p>・災害対策基本法の改正</p> <p>・災害対策基本法の改正等</p>



旧 (H30年3月)	新	備考																								
<p>大津波警報、津波警報、津波注意報、<b>避難指示 (緊急)</b>の住民等への伝達方法は、防災行政無線、サイレン等の音声伝達が主体となっているため、市町村は、避難行動要支援者の態様に応じ情報伝達方法に配慮するとともに、避難誘導等に従事する者による支援体制を確立する。</p> <p>避難行動要支援者に対する情報伝達方法は以下のとおりとする。</p> <p>&lt;以下のような点について具体的に記載する&gt;</p> <p>①システムの耐災害性の強化</p> <p>②緊急速報 (エリア) メールの活用</p> <p>③同報系システムの効果的な組み合わせ</p> <p>④Jアラートによる自動起動</p> <p>⑤Lアラート (災害情報共有システム) の活用</p> <p><b>2 避難行動の援助</b></p> <p>津波発生の恐れにより、<b>避難指示 (緊急)</b>が発令されたときには、該当する地域の避難行動要支援者の指定緊急避難場所等への介護及び搬送は、避難支援等関係者等によるものとし、市町村は介護または搬送に必要な資機材の提供その他の支援を行うものとする。</p> <p><b>第7章 津波防災教育・啓発</b></p> <p>資料 (1) - 14</p> <p>②津波防災教育・啓発の内容</p> <p>津波に関する基礎知識、ハザードマップ、津波避難計画などの津波避難対策、日頃の備えや災害発生時の対応等について、次のような内容の教育・啓発を行う。</p> <table border="1" data-bbox="116 938 913 1279"> <tr> <td>過去の津波被害記録</td> <td>古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害</td> </tr> <tr> <td>津波の発生メカニズム</td> <td>津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識</td> </tr> <tr> <td>ハザードマップ</td> <td>津波浸水想定区域、指定緊急避難場所等を表す地図の内容及び読み方</td> </tr> <tr> <td>津波避難計画の内容</td> <td>大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の伝達、<b>避難指示 (緊急)</b>、指定緊急避難場所、避難路等</td> </tr> <tr> <td>日頃の備えの重要性</td> <td>訓練参加、所在地 (家庭・学校、勤務先等) ごとの指定緊急避難場所の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、建物の耐震化、家具の耐震固定等</td> </tr> <tr> <td>大津波警報・津波警報、津波注意報</td> <td>大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等</td> </tr> </table> <p><b>第9章 その他の留意点</b></p> <p>資料 (1) - 15</p> <p>観光協会や旅館組合等関係団体と共同して、観光客、釣り客等への避難対策を定める。</p> <p>①情報伝達</p> <p>観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対して、防災行政無線の戸別受信機の設置等</p>	過去の津波被害記録	古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害	津波の発生メカニズム	津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識	ハザードマップ	津波浸水想定区域、指定緊急避難場所等を表す地図の内容及び読み方	津波避難計画の内容	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の伝達、 <b>避難指示 (緊急)</b> 、指定緊急避難場所、避難路等	日頃の備えの重要性	訓練参加、所在地 (家庭・学校、勤務先等) ごとの指定緊急避難場所の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、建物の耐震化、家具の耐震固定等	大津波警報・津波警報、津波注意報	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等	<p>大津波警報、津波警報、津波注意報、<b>避難指示</b>の住民等への伝達方法は、防災行政無線、サイレン等の音声伝達が主体となっているため、市町村は、避難行動要支援者の態様に応じ情報伝達方法に配慮するとともに、避難誘導等に従事する者による支援体制を確立する。</p> <p>避難行動要支援者に対する情報伝達方法は以下のとおりとする。</p> <p>&lt;以下のような点について具体的に記載する&gt;</p> <p>①システムの耐災害性の強化</p> <p>②緊急速報 (エリア) メールの活用</p> <p>③同報系システムの効果的な組み合わせ</p> <p>④Jアラートによる自動起動</p> <p>⑤Lアラート (災害情報共有システム) の活用</p> <p><b>2 避難行動の援助</b></p> <p>津波発生の恐れにより、<b>避難指示</b>が発令されたときには、該当する地域の避難行動要支援者の指定緊急避難場所等への介護及び搬送は、避難支援等関係者等によるものとし、市町村は介護または搬送に必要な資機材の提供その他の支援を行うものとする。</p> <p><b>第7章 津波防災教育・啓発</b></p> <p>資料 (1) - 14</p> <p>②津波防災教育・啓発の内容</p> <p>津波に関する基礎知識、ハザードマップ、津波避難計画などの津波避難対策、日頃の備えや災害発生時の対応等について、次のような内容の教育・啓発を行う。</p> <table border="1" data-bbox="931 938 1729 1279"> <tr> <td>過去の津波被害記録</td> <td>古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害</td> </tr> <tr> <td>津波の発生メカニズム</td> <td>津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識</td> </tr> <tr> <td>ハザードマップ</td> <td>津波浸水想定区域、指定緊急避難場所等を表す地図の内容及び読み方</td> </tr> <tr> <td>津波避難計画の内容</td> <td>大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の伝達、<b>避難指示</b>、指定緊急避難場所、避難路等</td> </tr> <tr> <td>日頃の備えの重要性</td> <td>訓練参加、所在地 (家庭・学校、勤務先等) ごとの指定緊急避難場所の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、建物の耐震化、家具の耐震固定等</td> </tr> <tr> <td>大津波警報・津波警報、津波注意報</td> <td>大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等</td> </tr> </table> <p><b>第9章 その他の留意点</b></p> <p>資料 (1) - 15</p> <p>観光協会や旅館組合等関係団体と共同して、観光客、釣り客等への避難対策を定める。</p> <p>①情報伝達</p> <p>観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対して、防災行政無線の戸別受信機の設置等</p>	過去の津波被害記録	古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害	津波の発生メカニズム	津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識	ハザードマップ	津波浸水想定区域、指定緊急避難場所等を表す地図の内容及び読み方	津波避難計画の内容	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の伝達、 <b>避難指示</b> 、指定緊急避難場所、避難路等	日頃の備えの重要性	訓練参加、所在地 (家庭・学校、勤務先等) ごとの指定緊急避難場所の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、建物の耐震化、家具の耐震固定等	大津波警報・津波警報、津波注意報	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等	<p>・災害対策基本法の改正</p> <p>・文言修正</p>
過去の津波被害記録	古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害																									
津波の発生メカニズム	津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識																									
ハザードマップ	津波浸水想定区域、指定緊急避難場所等を表す地図の内容及び読み方																									
津波避難計画の内容	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の伝達、 <b>避難指示 (緊急)</b> 、指定緊急避難場所、避難路等																									
日頃の備えの重要性	訓練参加、所在地 (家庭・学校、勤務先等) ごとの指定緊急避難場所の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、建物の耐震化、家具の耐震固定等																									
大津波警報・津波警報、津波注意報	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等																									
過去の津波被害記録	古文書、伝承、津波被災者の体験談等による過去の津波被害																									
津波の発生メカニズム	津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識																									
ハザードマップ	津波浸水想定区域、指定緊急避難場所等を表す地図の内容及び読み方																									
津波避難計画の内容	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の伝達、 <b>避難指示</b> 、指定緊急避難場所、避難路等																									
日頃の備えの重要性	訓練参加、所在地 (家庭・学校、勤務先等) ごとの指定緊急避難場所の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、建物の耐震化、家具の耐震固定等																									
大津波警報・津波警報、津波注意報	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等																									

旧 (H30年3月)	新	備考
<p>により情報伝達手段を確保する。                      屋外にいる者に対しては、防災行政無線の屋外拡声器、サイレン、旗、電光掲示板等により伝達・周知する。特に、海水浴場の利用客への情報伝達方法を定めたマニュアルを作成しておくものとする。</p>	<p>により情報伝達手段を確保する <u>とともに、利用客への情報伝達を定めたマニュアルを作成しておく必要がある。</u>                      屋外にいる者に対しては、防災行政無線の屋外拡声器、サイレン、旗、電光掲示板等により伝達・周知する。特に、海水浴場の利用客への情報伝達方法を定めたマニュアルを作成しておくものとする。</p>	